

第5 検討部会 会議録

会議の名称	第5回 第5 検討部会
開催日時	平成19年10月9日(火)10時00分から12時10分
開催場所	川口市職員会館 講座室A
出席者	(部会長)石井副委員長 (委員)北原委員、豊田委員、木岡委員、庵地委員、伊田(昭)委員、堀委員、山田委員
会議内容	1. 監査 2. 地方自治体のガバナンスの仕組み
会議資料	・第5回部会資料
発言内容	<p>「監査とは」榎原監査委員事務局長(説明及び質疑概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査とは、取締り、取調べもしくは監督し検査するという意味がある。具体的には法令や遵守するルールに則って業務が執行されているか第三者の目で調べて是正すべき点があれば勧告することである。 ・監査委員は行政委員会の一つで、合議制でなく独任制の執行機関であるが、監査報告は合議による。 ・監査委員は4名で、代表は元税務署長、税理士、2名の議員で構成される。任期は4年であるが、議員の任期は申し合わせで1年である。事務局は監査委員を補助する。事務局職員は8名で各部署から集まる。 ・監査は、精査でなく「試査」により実施される。すなわち全部をみることはできないので、一部を調べて全部を推察するという考えである。事前に不正の芽を摘むということが重要である。 ・定期監査、決算審査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査、行政監査がある。定期監査は市の財務の執行が適切か調べるもので、毎月実施する。各部局、施設では2年に1回対象となる。決算審査は議会の決算審査委員会に提出する資料の前捌きとして審査するものである。財政援助団体等監査は市が1/4以上出資している12団体に対する監査である。行政監査はテーマを決めて行う監査で、H11にはスポーツセンター、H13には各部署のコピー機について監査した。 ・その他、住民監査請求に基づく監査もあるが、これまで15件位あったが、この3、4年はない。 ・抜き打ちで監査することはできるが、膨大な資料があり、現実的にはできない。 ・勧告については強制力を持たないが、追い風となる。勧告を出す場合は、事前に原課と調整を行う。監査があることで現場は緊張感を持つ。 ・現状では職員は多忙である。 ・市長との契約で行う包括外部監査は中核市以上で義務づけられるが、川口市は対象ではない、

	<p>監査、ガバナンスの仕組みに関する自由意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市は人口 50 万人もいるのに、現状の体制だけでいいのか。市民の税金が適切に使われているか、最小の経費で最大の効果をあげているのか、包括外部監査や公的オンブズマンも検討する必要があるのではないのか。 ・監査が強すぎると、現場は監査を見ながら仕事をするようになる。バランスが必要である。 ・現状は特に問題はなく、監査も機能している。 ・多くの市民は監査という機能があることを知らない。 ・政策評価と監査を一体にしたほうがいいのか、別のものとして機能させたほうがいいのか。 ・10 年後にどうあるべきか、さらに議論したい。 <p>次回議論テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査について引き続き議論することとする。部会長も資料を提示するが、各委員も情報を集めてほしい。 <p>運営調整部会メンバーの選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員出席した上での選任が望ましいので、次回に行うこととする。 <p>提案、市への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/18 の部会は、17:30～19:30 とし、部会終了後、懇親会を行う。
<p>次回以降日程 (予定)</p>	<p>第 6 回 10 月 18 日(木) 17:30～19:30 職員会館 教養室 A・B 第 3 回委員会 11 月 7 日(水) 18:30～20:30 職員会館 体育室 第 7 回 11 月 15 日(木) 10～12 時 職員会館 講座室 B 第 8 回 11 月 27 日(火) 18～20 時 職員会館 講座室 B</p>